

やすらぎだより

12
月
号

陽気で緑にあふれた生活 それやすらぎ園です

コラム第138号

「事務局強化」

施設長 植田 誠



社会福祉法人制度改革に伴い、今、多くの社会福祉法人は体制の強化を図っている。それは‘ガバナンス’の強化が迫られているからだ。ガバナンスという言葉が福祉の世界でもはやされる様になったここ数年、私自身もよく口をつくようになった。

そもそも、ガバナンスとは‘統治’と訳す。ではその統治とは何か、組織をうまくまとめること。言い換えれば、法人という経営組織の在り方を内からも外からも適正な体制とすること、とでも言おうか。そこで当法人ではまずは事務局の強化を図った。今回の法改正に伴い、法人の機能に合った事務局員の増員とその主な役割を明確にした。

法改正に対応する主の役割とは次の通り。組織事務担当のH氏、財務事務担当はS氏、定款事務担当をT氏、それぞれの3名が主とサブとを補いながらこの半年間実務に精励してもらい、決して充分とは言えない当法人のガバナンス強化の一翼を担ってきたと言える。

現段階としての中心は新定款への作業である。言うまでもなく、この道程は事務的にのみ進められるものではなく、法人内で完結するものでもない。起案したものを所管庁と協議確認を経て、法人内理事会での承認を得る。そして、所管庁への変更手続きと認可を得て新定款は発効され、最後は公開となる。全国約2万の社会福祉法人全てが歩まなければならない道程だ。

この道程をよりスムーズに辿る為には、個々としての質の向上は勿論、事務局としての強化は不可欠と考える。事務局が強化され組織体制の整備がより進化し、その結果、法人のガバナンスの強化が一步図られたと言える。

しかし、新定款への道程に終着点はあるとしても、法人のガバナンス強化への道程には終わりはない。何故か、それはゴール地点を決めることができるのは我々法人ではないからだ。

ゴールは見えない、しかしゴールに向かって進むしかない。



社会福祉法人やすらぎ会 実施事業

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| ○特別養護老人ホーム やすらぎ園 | ○ケアハウス やすらぎ |
| ○在宅サービス事業所
居宅介護支援事業所 | ○介護予防関連事業 |
| 訪問介護事業 | ○グループホーム むつみあい |
| 訪問入浴介護事業 | ○天理市ひとり暮らし
高齢者世帯等見守り事業 |
| ○短期入所生活介護事業 | ○低所得高齢者等住まい・
生活支援モデル事業 |
| ○在宅介護支援センター | |
| ○天理市東部地域包括支援センター | |